

# 多摩経営者連盟会則

## 第一章 総則

### [名称]

第1条 本会は、多摩経営者連盟と称す。

### [事務所]

第2条 本会は、八王子市内に事務所を置く。

### [目的]

第3条 本会の目的は、次の通りとする。

1. 総合的な経営理念を研究し実践する。
2. 共存共栄の精神に則った健全な繁栄を実現する。
3. 会員相互の情報交換を通じ、親睦を図る。
4. 伝統を重んじた日本人の精神を尊び地域社会の発展に貢献する。

### [事業]

第4条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. 経営理念についての講演会、研修会及び各種セミナーの開催。
2. 各種の親睦会の開催。(ゴルフ会・旅行その他)
3. その他、前条目的達成のための必要な事項。

### [会則の実施]

第5条 この会則の実施に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、これを定める。

## 第二章 会員

### [会員]

第6条 本会の目的・事業に賛同し、入会申込書と所定の入会金・会費を納めた者。

### [入会]

第7条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書に会員の推薦状を添えてこれを本会に提出し、役員会の承認の下、入会を決定する。

### [退会]

第8条 会員は、次の各号に該当する場合は退会とする。

1. 本人からの申し出による時。
2. 第6条に掲げる会員の資格を失った時。
3. 死亡または解散した時。
4. 破産した時。
5. 除名した時。

### [会費の不返還]

第9条 既納の会費は、これを返還しないものとする。

## 第三章 役員

### 【役員】

第10条 本会は、以下の役員を置く。

会長 1名      副会長 1～2名      事務局長 1名      副事務局長 2名  
委員長 2名      副委員長 2名      会計監査 1名

上記役員で役員会を構成する。

その他 会長、副会長、幹事長経験者で諮問委員会を構成し重要事項は会長から諮問委員会にも計るものとする。

### 【役員を選出】

第11条 役員を選出

1. 役員は、会員の中から総会に於いて選出する。
2. 諮問委員は、役員会の承認を経て会長はこれを委嘱する。

### 【役員の任務】

第12条 役員の任務

3. 諮問委員は会長の要請で会議に出席し、意見を述べ又は、協議に参加することができる。但し、議決に参加しない。

### 【役員の任期】

第13条 会長は1～2年他の役員の任期は原則3年とする。但し重任を妨げない。

### 【役員の解任】

第14条 本会は、役員が諸事情により職務の執行が出来ないとき、または役員としてふさわしくない行為をしたときは、総会の議決を経て、これを解任することができる。但し、当該役員に弁明の機会をあたえなければならない。

## 第四章 会議

### 【会議の招集】

第15条 本会議は、総会と役員会とする。総会は年1回、役員会は原則月1回とする。

第16条 本会は、臨時総会・臨時役員会を必要に応じ会長はこれを招集する。

### 【会議の審議】

第17条 総会は会員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

第18条 総会は以下を審議し決定する。

- ・活動実績、活動計画
- ・収支報告、予算計画

第19条 役員会は役員が過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状を提出した役員は、出席者とみなすものとする。

第20条 役員会は以下を審議し決定する。

- ・第4条 【事業】
- ・会則の改定

## 第五章 会計

### [会費]

第 21 条 本会の入会金は、当面 0 円とする。

第 22 条 本会の年会費は、12,000 円とする。

ただし、期中の入会時は、その期末までの年会費は一ヶ月を 1,000 円として計算する。

第 23 条 本会の経費は会員の拠出する会費、その他の収入を以て充当する。

### [事業年度]

第 24 条 本会の会計年度は毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

## 第六章 傷病見舞金・慶弔

### [祝金]

第 25 条 会員が結婚する際は、祝金として 10,000 円を支給する。

### [傷病見舞金]

第 26 条 会員が 1 週間以上入院した際は、傷病見舞金として 10,000 円を支給する。

### [香典]

第 27 条 会員が死亡した際は、香典として 10,000 円を支給し、15,000 円分の生花を送る。

第 28 条 会員の父母・義父母・配偶者・子・会社の代表者が死亡した際は、香典として 10,000 円を支給する。